

子育てに関する経済的支援の基本的な考え方

1 取組の基本的な考え方

本市は、雇用・経済環境からも、子育てに関する経済的支援の必要性が高い地域であるが、その一方、関連事業を安定的に継続する上で、財源の確保等の面から制約がある。そのため、全ての子どもを対象とする取組を優先してその充実を図り、利用が特定される取組については、個々の事業内容や中核市等における実施状況等を踏まえながら、利用者負担増も含めて、見直しを進めていく。

2 関連事業の方向性

(1) 子ども医療費助成

要件を満たせば対象年齢の子ども全てを対象とする取組であり、対象年齢の拡大等の充実を進める。なお、所得制限の扱いについては、本事業が子育てに関する経済的負担の軽減を図ろうとするものであることから、現行通り、所得制限は適用する。

(2) 保育料負担軽減措置

特定の利用者を対象とする取組であり、利用者負担の増を含めて見直しを進める。

ただし、子ども・子育て支援新制度施行後の状況を見極めることが必要であり、また、負担増の場合は、子育て家庭に生じる影響が大きいことから、本市の雇用・経済環境等を勘案しながら、実施時期と利用者負担の水準について、改めて整理する。

(3) 留守家庭児童会負担金

特定の利用者を対象とする取組であり、利用者負担の増を含めて見直しを進める。

本事業の利用者負担額（3,000円（おやつ代含めて4,500円））は、昭和59年度に設定したものを継続しているが、この間、児童福祉法の改正による対象児童年齢の拡大や運営基準の見直し等を行っており、これらとともに開設時間延長等のニーズへの対応が必要である。

そのため、国から示された考え方や中核市における状況等を比較し、国庫補助を最大限活用できる水準を目安として利用者負担額を検討し、その結果生じる財源の一部を、開設時間延長等のサービス向上に充てる。

なお、利用者負担増に当たり、特に、経済的支援の必要性が高い世帯に対する措置が必要であり、減免規定の充実等を併せて講じる。

3 多子軽減策の充実

全市的な課題である少子化対策としての効果も期待し、特に第3子目以降に対する経済的支援の充実を図る。

取組の方向性としては、多額の予算等を要するものであることから、他の施策への効果等も期待できるものを検討する。